平成２５年（フ）第４４号
相模原市緑区中沢953番地８
債務者　山口　敦史
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２４年（フ）第２０７号
静岡県富士市南松野1775番地の３、前住所静岡県富士市南松野2831番地の１
債務者　望月　佳乃
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
静岡地方裁判所富士支部
平成２５年（フ）第５８号
愛知県岩倉市稲荷町羽根13番地18　パークタウン豊102号
債務者　川村　　要
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２５年（フ）第１１４号
神奈川県中郡二宮町山西1209番地　ＨＯＰＥハイツＡ棟202号
債務者　久保　昌弘
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２５年（フ）第１１７号
神奈川県足柄上郡中井町井ノ口1566番地
債務者　久保　義則
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２５年（フ）第１２３号
神奈川県平塚市田村２丁目９番２―305号　サニーメゾン平塚
債務者　小森　純一
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２５年（フ）第２６号
愛知県一宮市開明字宮西７番地１
債務者　舩戸　貴代
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２５年（フ）第３７号
愛知県犬山市丸山天白町125番地２　ハイツあい幸Ａ棟205
債務者　孕石　和起
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２５年（フ）第６号
香川県善通寺市仙遊町１丁目９番29号
債務者　花野　亜紀（旧姓渡辺・岡田）
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部
平成２５年（フ）第９号
香川県仲多度郡琴平町328番地
債務者　元廣　一則
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部
平成２５年（フ）第１０号
香川県丸亀市飯野町東二822番地５
債務者　土居　加奈
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部
平成２５年（フ）第１９号
香川県坂出市川津町3528番地１
債務者　冨家美佐子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部
平成２５年（フ）第１９号
福岡県久留米市御井町1804番地２　エステート原富Ａ棟201号
債務者　眞崎　秀昭
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部
平成２５年（フ）第２０号
福岡県久留米市御井町1804番地２　エステート原富Ａ棟201号
債務者　眞崎由美子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部
平成２５年（フ）第６号
長崎県長崎市茂木町1802番地
債務者　柴原　順明
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係
平成２５年（フ）第２５号
長崎県長崎市戸石町500番地188
債務者　三浦　正行
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係
平成２５年（フ）第２６号
長崎県長崎市戸石町500番地188
債務者　三浦千栄子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係